

問合せ先

役場住民課住民税係 ☎ 574・2213

令和3年分の個人事業者の方の消費税および地方消費税の確定申告は、令和4年3月31日（木）が申告・納付の期限となっています。新型コロナウイルス感染症における感染リスク軽減の観点からも、ぜひご自宅からe-Taxや国税庁ホームページをご活用ください。
なお、税務署などの申告相談会場には例年多数の方が訪れています。本年は会場内の混雑緩和と感染症対策の一環として、入場には「入場整理券」が必要になりますので、国税庁ホームページで入手方法等の詳細をご確認ください。

国税庁ホームページから確定申告（e-Tax）
消費税および地方消費税の申告書は、国税庁ホームページから作成できます。画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され申告書等を作成することができ、作成した申告書等をe-Tax送信することで、税務署に行かず自宅から申告できますので、ぜひご利用ください。

個人事業者の方の消費税および地方消費税の確定申告について
【令和3年分において課税事業者となる個人事業者の方】
①令和元年分の課税売上高が1,000万円を超える事業者
②令和元年分の課税売上高が1,000万円以下の事業者で、令和2年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者
③①、②に該当しない場合で、令和2年1月1日から令和2年6月30日までの期間（特定期間）の課税売上高が1,000万円を超える事業者。なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて給与等支払額の合計額によることもできます。
※事業の用に供していた建物や機械などの譲渡収入も、課税売上高に含まれます。
【申告に当たっての留意点】
○課税事業者となる方は、令和3年分（課税期間）の課税売上高が1,000万円以下であっても、令和3年分の消費税および地方消費税の申告・納付が必要です。
○令和元年分の課税売上高が5,000万円以下で、令和2年12月末までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出している課税事業者の方は、「消費税及び地方消費税の確定申告書（簡易課税用）」を提出してください。これ以外の課税事業者の方は、「消費税及び地方消費税の確定申告書（一般用）」を提出してください。
○消費税および地方消費税の確定申告書には、課税期間中の課税売上高の額および課税仕入れ等の税額の明細等を記載した書類（一般用については、「付表1-3・2-3」、簡易課税用については「付表4-3・5-3」）を添付してください。
○還付税額のある申告書を提出される方は、「消費税の還付申告に関する明細書（個人事業者用）」を添付してください。
○消費税および地方消費税の確定申告書には、マイナンバー（個人番号）の記載および申告される本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要になりますのでご注意ください。ただし、還付申告（申告書⑧欄に金額を記載した申告書）以外の確定申告書を提出する場合（相続人の方が提出する場合を除きます。）は当該提示等を省略することができます。

納期限と振替納税の利用について
確定申告による消費税および地方消費税の納期限および振替日は次のとおりです。
○納期限…令和4年3月31日（木）
○振替日…令和4年4月26日（火）
e-Taxを利用すれば、自宅や事務所などからインターネット等を利用して電子納税することができます。振替納税は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を納期限までに提出していただくだけで、ご指定の預貯金口座から振替日に自動的に納税が行われます。納税のために金融機関または税務署に向く必要もなく、預貯金残高を確認しておくだけで納付手続を済ませることができる、大変便利で確実な納付方法ですので、ぜひご利用ください。
令和3年1月からは「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」をe-Taxで送信できるようになりましたので、ぜひご利用ください。
振替納税の場合には、領収証書は発行されませんので、ご注意ください。
現金で納付される場合は、納期限までに現金に納付書を添えて、お近くの金融機関（日本銀行歳入代理店）または、住所地等の所轄の税務署の納税窓口で納付してください。

税に関する情報は国税庁ホームページへアクセス <https://www.nta.go.jp>

所得税および復興特別所得税の確定申告書は自分で作成しお早めに提出を

問合せ先

役場住民課住民税係 ☎ 574・2213

所得税および復興特別所得税の確定申告
所得税および復興特別所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税等の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などの過不足を精算する手続きです。
令和3年分の確定申告書の受付は、令和4年3月15日（火）までです。
なお、確定申告相談会場には例年多数の方が訪れており、感染症対策の一環と会場内の混雑緩和のため、入場には「入場整理券」が必要です。国税庁ホームページで詳細をご確認ください。
（※十勝池田税務署では、当日配布および事前に国税庁LINE公式アカウントから入手することができます。）
また、税務署の閉庁日（土・日曜・祝日等）は、税務署での相談および申告書は受け付けていません。

感染リスク軽減のためパソコンやスマートフォンでの申告のお願い！
感染リスクを軽減するため、ご自宅からパソコンやスマートフォンで申告書の作成をお願いします。作成した申告書は①マイナンバーカードと、②マイナンバーカード読取対応のスマートフォンまたはICカードリーダーライターを用意すれば「e-Tax」を利用して提出できます。なお、事前に税務署で手続きしていただければ、①、②をお持ちでない方でもe-Taxをご利用できます。詳しくは国税庁ホームページ「確定申告特集」（<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/index.htm>）をご確認ください。

国税の納付はキャッシュレス納付が便利です！
所得税および復興特別所得税の納期限は、令和4年3月15日（火）です。以下のいずれかの方法で納付してください。詳しくは、国税庁ホームページ「確定申告特集」の「税金の納付や還付手続きについて」（<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/tetsuduki.htm>）をご確認ください。

振替納税	振替日（令和4年4月21日（木））に指定の金融機関の預貯金口座から自動的に引き落とされます。事前に預貯金残高をご確認ください。 ※令和3年1月から「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」がe-Taxにより提出できるようになりました。金融機関届出印や電子証明書は不要です。振替納税をお申込みの場合は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を令和4年3月15日（火）までに提出してください。 ※転居等により所轄税務署が変わった場合は、新たに振替納税の手続き、または異動後も継続して振替納税を行う旨を記載した「納税地の異動または変更に関する届出」の提出が必要となります。
電子納税	スマートフォンやご自宅等のパソコンなどから、インターネットバンキング等で納付できます。
クレジットカード納付	スマートフォンやご自宅等のパソコンなどで、専用のWeb画面から納付できます。
QRコードによるコンビニエンスストア納付	ご自宅などで、国税庁ホームページで提供する作成システム等から納付に必要な情報をQRコードとして作成（印刷）し、コンビニエンスストアで納付できます。 ※納付できる金額は30万円以下となります。 ※QRコードはQRコードの登録商標です。
窓口納付	現金に納付書を添えて、納期限までに金融機関（歳入代理店）または所轄税務署で納付できます。

還付される税金がある場合の受取方法
還付金の受取に振込みを希望する場合は、確定申告書の「還付される税金の受取場所」欄に、振込先金融機関名、預金の種類および口座番号（ゆうちょ銀行の貯金口座の場合は、記号番号のみ）を、正確に記載してください。なお、振込先の預貯金口座は、申告者ご本人名義のものをご利用ください。

公的年金等を受給されている方へ
以下の全てに該当する場合、所得税および復興特別所得税の確定申告は必要ありません。
●公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下
●公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる
●公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下
・所得税および復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告をする必要があります。
・公的年金等に係る雑所得以外の所得があり、その所得金額が20万円以下で所得税および復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。住民税に関する詳しいことは役場住民課までお問合せください。